

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例一部改正（案）の概要

1. 趣 旨

神戸市では、神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（以下「条例」という。）において、自転車等の放置の防止、市立自転車駐車場の設置及び管理事項、並びに自転車駐車場附置義務について定めています。

また現在、神戸のまちや経済全体を活性化するため、民間活力の導入を図りながら、魅力的で風格ある都市空間を実現すべく、三宮周辺地区の再整備に向けて検討を進めており、その中で商業・業務などの都市機能を高度に集積していきます。

この度、特別用途地区（都心機能誘導地区）のうち、三宮駅周辺等における商業・業務などの都市機能に特化した土地利用を誘導すべき地域である「都心機能高度集積地区」において、自転車駐車場の附置義務を免除することで、企業誘致やビル建て替えへの機運を高め、都市機能の集積を促進し、三宮駅周辺を神戸の玄関口にふさわしい高質な空間とすることを目指します。

そのために必要となる条例の改正にあたり、意見を募集します。

2. 改正内容（案）

- ・「特別用途地区（都心機能誘導地区）」のうち、「都心機能高度集積地区」内の建築（新築・増築（増築部分のみ））については、自転車駐車場の附置義務を免除します。
- ・上記の建築を行うもののうち、容積率緩和を伴う大規模施設を建築するものは、駐輪場の整備について市と事前に協議することとします。

3. 改正時期

令和2年第1回定例会（9月議会）に議案を上程する予定です。

「特別用途地区（都心機能誘導地区）」のうち、「都心機能高度集積地区」

